

玄防安第 523 号
令和 5 年 8 月 17 日

玄海の避難問題を考える連絡会 御中

玄海町長 脇山 伸太郎



「玄海原発事故時の避難先自治体へのアンケート結果に基づく
質問・要請書」に対する回答について

2023年8月3日付けの質問事項及び要請事項に対して、別紙のとおり回答いたします。

【質問事項】

質問① 国の除染基準や除染方法は被ばく前提となっています。玄海町住民はもとより避難先住民や施設等への放射能拡散になります。避難受入先の小城市では「人体に影響を及ぼす危険なレベルの放射能汚染が持ち込まれないように対処すべき」と回答しています。玄海町として、小城市と玄海町住民に対しての考えをお示してください。

(回答)

人体に影響を及ぼす危険なレベルの放射性物質が持ち込まれないように対処すべきと考えます。

質問② 小城市は住民の検査について現行の方法でいいと回答していますが、避難退域時検査場での除染が必要となる基準は、放射線管理区域 4Bq の 30 倍と住民を被ばくさせる基準となっています。玄海町は玄海町民のいのちと健康をまもると言う立場です。避難退域時検査場での車輛と住民の検査は現行の方法でいいと思いますか？いいと言うことであれば理由をお示してください。

(回答)

放射線管理区域からの物の持ち出し基準に設定されている 4Bq/cm² は、平常時に放射性物質を管理する者に対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外には存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されているものと認識しています。

一方、除染の基準 40,000cpm は、原子力災害時に放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮した上で、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められた実効的な基準となっています。

以上により、放射線管理区域からの物の持ち出し基準と比較して一概に基準が緩いと言えるものではありません。県は、迅速な避難と外部被ばくの防止を実現するため定められた上記基準に則り、避難退域時検査を運営する計画のため、現行の方法でよいと考えます。

質問③ 玄海町民に対して、除染基準及び、除染方法は伝えていますか？伝えているのなら、どのような方法で伝えましたか？

(回答)

除染基準及び除染方法の基準となる「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和 4 年 9 月 28 日制定）」については、玄海町ホームページでお知らせしております。また、除染方法については、原子力防災訓練時に職員が説明しております。

質問④ 原子力避難計画での UPZ 住民の避難は、避難を迅速に進めるための方策により PAZ 住民の避難完了の後、500 μ シーベルト/h の値が計測されると、やっと逃げることができます。500 μ Sv/h は、通常の 1 万倍の被ばく量で、住民は無用な被ばくを強いられることとなります。九電の利益の為に住民が無用な被ばくをすることについて、どう思いますか？

(回答)

原子力災害対策指針（原子力規制委員会）では、UPZ の住民は、全面緊急事態で住民等への被ばくの影響を回避する観点から屋内退避をすることになっています。屋外での計測値が 500 μ Sv/h 以上であれば、一定以上の被ばくを避けるために、数時間から 1 日以内で避難することになっています。また、20 μ Sv/h 以上であれば、無用な被ばくを低減する観点から一週間以内に一時移転することになっています。

よって、一定以上の被ばくを避けるようになっていると認識しています。

質問⑤ 住民の将来の健康被害に備える為、測定値を記入した「通過証」を本人に渡すべきと思いませんか？

(回答)

避難退域時検査は、住民等の放射線物質による表面汚染の程度が除染を実施すべき基準を超えるか否かを確認する検査であって被ばく線量を測定するものではなく、基準以下であった場合には検査会場を通過したことを示す通行証を交付し、迅速に避難していただくことが適切であると認識しています。

質問⑥ 避難元自治体として、検査と除染基準の内容について避難先施設へ説明の場等を持ったことはありますか？あればいつ、どのような形で行われたのですか？なければその理由をお聞かせください。

(回答)

県が避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付し、随時質疑の受付も行っており、避難先自治体が避難先施設に説明しているため、行っておりません。

質問⑦ 検査の基準について、「避難元自治体や県との話し合いはあるか？」について、小城市は「今後話し合いたい」と回答がありました。小城市との協議が進んでいないのは何故ですか？

(回答)

内閣府が定めた基準のため協議は必要無いと考える。しかしながら、基準に対して理解を深めるための説明を県と協力して行っていきたい。

質問⑧ UPZ 住民の検査基準と方法については、「車両が基準値以下の場合、乗車した住民の検査はなし」「車両が基準値を超えた場合は、代表者を 1 人選び代表者が基準値以下なら、同乗者全員基準値以下とみなす」となっています。これでは、住民は後に健康被害を発生した時に因果関係を証明する手だてがありません。避難する住民の検査のあり方について「全員検査すべき」だと思いませんか？

(回答)

県は、避難の迅速性を担保するため、国のマニュアルで示された検査方法に従って、検査を行うこととしておりと認識しています。

質問⑨ PAZ 住民は予防的避難で被ばくはしないという前提で被ばくの検査はありません。住民は後に健康被害など出たときに、根拠となる被ばく線量の数値を持ちません。PAZ の住民にも被ばく検査の場を持つべきと思いませんか？

(回答)

放射性物質が放出される前に避難しますので、必要ないと認識しています。

質問⑩ 小城市が放射能汚染の地域になった場合、玄海町民は二次避難所へと移動しなければならない事は想定していますか？住民にはその事を知らせていますか？

(回答)

避難計画に定める避難先以外へ避難する必要が生じた場合は、県が調整をすることになっています。訓練等で説明しています。

【口頭質問】

放射線施設や原子炉施設で働く放射線作業員は職業上の放射線被ばくを伴うため、事業所や施設管理者は外部被ばくの測定や内部被ばく線量を推定するための検査などを実施することとなり、作業員一人ひとりについて記録を作成し職業上の放射線被ばくの経歴として保存管理されるにもかかわらず、なぜ大多数の住民が被ばくするのに避難する住民への測定や証明書の発行をしないのか。

(回答)

質問②、⑤及び⑧で回答したとおりです。

【要請事項】

(1) アンケート結果は全住民が知らなければならない情報が避難先自治体の担当者さえ知らなかった、それによって住民は必然的に必要な情報を知らされていないという事も明白にしました。住民が自分のいのちと健康を守る判断ができる情報を確実に届けて下さい。

(回答)

地区の要望に応じて出前講座の開催、ケーブルテレビでの原子力防災番組の放映、玄海町原子力防災ポータル(玄海町ホームページ内)及び玄海町LINE上での公開により、避難計画の周知を図っております。

(2) 検査と除染基準について、国の基準は住民のいのち・健康を守るものではない事が明らかです。玄海町として住民の命と健康、くらしを守る施策を講じて下さい。

(回答)

県が行う避難退域時検査の基準及び検査方法は、迅速な避難の実現と不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められたものとなっています。

避難が必要となる住民が迅速に避難できるよう、また基準以上の放射性物質を避難先に持ち込むことがないように、県が研修や訓練を通じて技術の研鑽に努めるものと認識しています。

(3) 事前了解権を持っている玄海町として、住民のいのちと暮らしを守る保証のない原発の稼働は、認めないで下さい。

(回答)

玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく厳格な審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。